

センター通信

第 143 号 2021/2/8
(公社)品川区シルバー人材センター
本部事務局 Tel 3450-0711

平年並みと言われていますが、路面凍結による転倒事故が発生する危険があります。防止対策として、滑りにくい靴、両手をふさがない等注意し、余裕を持った行動をとって下さい。

《 緊急事態宣言 》 発令延長中の対応について

高齢者の就労支援を本務とするセンターの基本的な方針としては、会員の感染予防を図った上での業務の継続です。センターは請負業務が大半で休業補償を期待できないことから、会員の生活に影響を与えないことを第一とする判断です。但し①会員及び家族から就業を休止したいとの相談や申出があった際は、速やかに発注者と交渉いたします。②発注者から就業を休止する相談や申出があった際は、会員と協議の上速やかに対応いたします。代替要員が必要な場合もありますので、事務局担当者へ必ずご相談下さい。

万一、感染が判明した場合にも、センターに必ず報告をしてください。発注者はもとより、グループ就業など他の会員との調整などが必要となるためです。

会員の皆様には、改めて不要不急の外出を控え、外出時にはマスクの着用、うがい・手洗いの励行など感染予防に努め、これまで以上に新型コロナウイルスに感染しないよう十分にお気を付けくださいますようお願いいたします。

2月は安全就業強化月間です。

今年の冬は平年並みとのことですが、いつ雪が降るかわかりません。事故は何よりも予防対策をどれだけ行っているかがポイントです。会員一人ひとりが、就業途上や就業現場での点検などを怠りなく行うようお願いいたします。今回も安全パトロール(新型コロナウイルスの緊急事態宣言終了後)、一人一声かけ運動、つま先立ち体操の継続、KY運動の実施などを行います。また、各職群の打ち合わせ会議の中でもお互いにどんな注意を続けていけば事故が減らせるのか、安全管理委員が中心となって呼びかけを行います。各地区においても地区委員の皆さん、会員への呼びかけをお願いいたします。

新型コロナウイルスには十分に気をつけて手洗い・うがいの励行、マスクの着用を徹底して下さい。

体調管理に気をつけて頂き、発熱等があればすぐに医療機関を受診して下さい。

万が一、感染してしまったらシルバー人材センターへ必ず報告をお願い致します。

本 部 3450-0711

荏原支部 5751-3334

東大井支所 3450-0713

連絡掲示板

来年度の安全標語決定！

1月のセンター通信にも載せましたが、今月より最優秀作品から順次紹介いたします。

テーマ① 危険予知

最優秀作品

「慣れを捨て 基本を守った
正しい作業」

大井東地区 津田 昭洋 会員

テーマ② 転倒防止

最優秀作品

「油断する 転倒一瞬 後悔一生」

荏原地区 須田 周作 会員

就業相談

3月11日(木)午後1時～午後4時
本部事務局と荏原支部で理事が相談をお受けします。

2月分の就業報告書提出締切日

3月2日(火)

配分金振込日

3月12日(金)

派遣会員給与振込日

3月25日(木)

令和2年分配分金の確定申告について

確定申告に必要な令和2年分の配分金支払証明書をお送りいたしました。

配分金等に対する所得税の扱い

配分金収入は所得税法上「雑所得」に区分されます。雑所得の金額は、総収入金額から原則として必要経費を控除した金額になります。

雑所得の金額は1年間の収入から、必要経費(材料費、交通費等)を差し引いた金額です。必要経費が55万円未満の場合は、「租税特別措置法第27条「家内労働特例」の適用があり、配分金収入から55万円を上限として、差し引くことができます。

配分金収入以外に給与収入がある方は、この55万円という控除額から給与収入額分が減額され、控除が一部しか受けられない場合もありますのでお気を付け下さい。

なお、公的年金を受給されている方は「家内労働特例」とは別に公的年金等の控除が受けられます。

令和3年2月12日(金)から4月15日(木)までに管轄の税務署にて申告を行って下さい。

◎確定申告についての詳細は管轄の各税務署へお問い合わせ下さい。